|  |
| --- |
| **住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額** |

障がいのある人が居住する既存の住宅について、令和６年３月３１日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度分の固定資産税額の３分の１が減額となります。なお、都市計画税については、減額措置はありません。

改修工事完了後、３か月以内に市に対して申告が必要になります。詳しくは、資産税課へ

お問い合わせください。

●減額対象家屋等について

・減額対象家屋の要件

用　　途　……　専用住宅（マンション等の区分所有家屋の専有部分を含む）

併用住宅（居住部分の面積割合が１棟全体の１/２以上）

要　　件　……　新築された日から１０年以上を経過した住宅で改修後の住宅の床面積が

５０㎡以上２８０㎡以下

《工事期間》改修工事が令和６年３月３１日までに完了

・減額の内容

対象税額　……　一戸あたり１００㎡までに相当する額

減 額 率　……　３分の１

期　　間　……　１年

・工事内容要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が５０万円超のものが対象

・廊下の拡幅　　　　・階段の勾配の緩和　　・浴室の改良　　　　　・便所の改良

・手すりの取付け　　・床の段差の解消　　　・引き戸への取替え　　・床表面の滑り止め化

・居住者の要件

次のいずれかの人が、申告時に居住していること

・ ６５歳以上の人

・ 障がいのある人並びに要介護認定、要支援認定を受けている人

●問い合わせ先

浜松市役所資産税課　☎４５７－２１６５

|  |
| --- |
| **少額預金・少額公債の利子非課税制度** |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 限度額 | 対　象　者 | 区　分 | 窓　口 |
| マル優　　※１ | ３５０万円 | 身体障害者手帳所持者  療育手帳所持者  精神障害者保健福祉手帳保持者  特別障害者手当受給者等 | 非課税 | 各金融機関 |
| 特別マル優※２ | ３５０万円 |

※１　銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など

※２　利付国債、公募地方債